

平成 29 年 6 月 27 日

総務大臣  
高市 早苗 様

特別区長会  
会長 西川 太一郎

## 「森林環境税（仮称）」に関する要望について

「平成 29 年度 与党税制改正大綱」では、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る」とされました。

国土の保全、地球温暖化の防止、水源の涵養など、森林の持つ多面的な機能を高めるための適切な整備・保全の必要性は理解いたしますが、東京都において水道料金や税の中で水源となる民有林の再生及びダム建設費用等の一部を都民が負担していることとの整合性の観点から、制度設計には課題があると認識しております。

このため、検討にあたっては、下記の点を十分に踏まえていただくよう、強く要望いたします。

### 記

- 特定の森林保有市町村への財政支援のための財源については、地方交付税の法定率を引き上げ、地方交付税による措置を優先すること。
- 新たな財源について、仮に国民に等しく負担を求めるのであれば、以下の点を十分に踏まえて制度設計を行うこと。
  - ・地方税ではなく、国税により対応することとし、個人のみならず法人にも負担を求めること。地方税として徴収した税を他の区市町村へ再配分することは、応益負担の原則から逸脱しており、断じて認められない。
  - ・上記国税の徴収にあたっては、住民税の均等割の枠組を活用することなく、国の責任において徴収すること。
  - ・住民等の理解が得られるよう議論を尽くし、国民や自治体への周知・説明を十分に行うこと。